

消費経済審議会製品安全部会（第20回）

議事録

日時：令和5年1月30日（月曜日）13:00～15:00

場所：Teams 会議、経済産業省本館 第5共用会議室

出席委員

三上委員 青柳委員 猪股委員 神山委員 木井委員 倉貫委員 坂本委員 関委員 田辺委員 松下委員 南木委員 唯根委員 鷺田委員

○田中製品安全課長 時間になりましたので、開始させていただければと思います。

事務局の、経済産業省製品安全課長の田中でございます。ただいまから消費経済審議会製品安全部会を始めさせていただきたいと思っております。

本日は、Teams によるオンライン会議とさせていただいておりますけれども、YouTube のライブ配信というものを同時に行っているというところがございます。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ、御参加、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

開催に当たりまして、技術総括保安審議官の辻本のほうから御挨拶をさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○辻本技術総括保安審議官 技術総括保安審議官の辻本でございます。本日は委員の皆様方、御多忙の中を御参画いただき、誠にありがとうございます。

ちょうど1年ぐらい前、昨年3月でありますけれども、この製品安全部会におきまして乳幼児の誤飲の関係の事故に関して御審議をいただきました。磁石、マグネットセットの関係と、あと樹脂ボールですね。吸水すると膨らむ関係であります。その後、経産省の中でも関係の機関・企業とも議論を重ねてまいりまして、やはりこの2つの品目については法律に基づく規制をさせていただこうと。消費生活用製品安全法に基づく特定製品の指定ということになります。これについて一歩進むのではないかという議論まで到達したとこ

ろであります。

本日は、これを実際に行おうとするに当たりまして、この消費経済審議会へ諮問をするということになっておりますので、今回この審議会におきまして改めて御討議、御審議をいただいた上でさらなるステップに進めればというふうに考えております。本日は、御審議のほど何とぞよろしく願いいたします。

○田中製品安全課長 どうもありがとうございました。

続いて、三上部会長からも一言御挨拶いただければと思います。よろしく申し上げます。

○三上部会長 皆様、部会長を務めさせていただいております三上でございます。本日も充実した御審議をいただければというふうに思います。何とぞよろしく願いいたします。

○田中製品安全課長 どうもありがとうございました。

それでは、以後の議事進行につきましては三上部会長にお願いしたいと思います。それでは、三上部会長、よろしく願いいたします。

○三上部会長 それでは、まず、事務局より委員の出欠の確認、議事の扱いについての連絡をお願いいたします。

○田中製品安全課長 今回から新しく、一般財団法人家電製品協会製品安全委員会委員長の松下様、南木・北沢法律事務所の南木弁護士にも委員として参加いただいております。どうぞよろしく願いいたします。

また、本日の会合ですけれども、河津委員が御欠席となっております。また、今、田辺委員のほうがちよっと遅れて参加という予定となっております。

また、配付資料につきましては、事務局から事前にPDFでお送りしておりますけれども、こちらを御覧いただければと思います。また、同時に画面のほうにも、画面共有という形で説明に沿って資料を表示いたしますので、こちらも併せて御覧いただければと思います。資料は全部で1～5ということになります。もし何か不明な点がございましたら、Teamsのチャット機能、こちらも御利用いただいて事務局のほうに御連絡いただければと思います。

また、本日の議事録でございますけれども、委員の皆様方の御確認をいただいた上でホームページに公開するという予定にしております。

私からの連絡は以上です。

○三上部会長 ありがとうございました。

会議の定足数について確認をさせていただきます。委員の出席者が過半数を超えておりますので、成立することを確認いたしました。

それでは、議事に入りたいと思います。

事務局より、議事(1)の諮問について御説明をお願いします。

○田中製品安全課長　それでは、(1)でございますけれども、資料で言いますと資料3ですかね、こちらをちょっと御覧いただければと思います。画面のほうも共有しますので、少しお待ちください。こちらになります。

こちらは、本日の会議に当たりまして、西村経済産業大臣のほうから小塚会長宛てに諮問がされているというところの御紹介でございます。こちらに書いておりますとおりでございますけれども、この法律、消費生活用製品安全法の第2条第2項に基づく政令の改正については法律の47条1項の規定に基づいて諮問しますと、こういう内容になっております。諮問の内容はこちらに書いておりますけれども、「磁石製娯楽用品及び吸水性合成樹脂製玩具を消費生活用製品安全法の特定製品に指定すること」となっているところでございます。

私からの紹介は以上です。

○三上部会長　それでは、次の議事に入りたいと思います。事務局より、議事(2)の磁石製娯楽用品及び吸水性合成樹脂製玩具の特定製品への指定について、説明をお願いいたします。

○田中製品安全課長　それでは、資料4を御覧いただければと思います。画面のほうにもお出しいたします。ちょっとお待ちください。こちらになります。

(パワーポイント)

資料4が、今回の政令改正の内容の資料でございます。

まず、1点目が磁石製娯楽用品、これはマグネットセットというふうにも呼ばれておりますけれども、こちらについて御説明いたします。

(パワーポイント)

資料の2ページ目でございますけれども、この磁石製娯楽用品(マグネットセット)の誤飲の事故の概要を説明させていただいております。こちらの下に写真が出ておりますけれども、非常に小さいネオジム磁石で、かつ非常に強力な磁石ということになりますけれども、こちらの製品で事故が発生しているということになります。ちなみにこれ、ちょっとネットで買ったものがございまして、こちらでございます。皆さんネットで参加されて

いるので触れられないと思いますけれども、画面を通して見ていただければと思います。映っていますかね。こういう感じで、こやってダーッとくっつくという、何かどんどんくっついていくんですけれども、こういうものですね。非常に強力でございます。しかも、これは見ていただけると分かるように、もう本当に、指よりもこんなに小さいんですよ。なので、2ミリとかそのぐらいの大きさの非常に小さい磁石で、かつ強力な磁石ということになっておりますけれども、これが100個とかで売られています。こちらは、これをくっつけて遊ぶんですけれども、もし乳幼児がこれを間違えて誤飲してしまうと、先ほどお見せしたように非常に強力にくっつくという特徴がありますので、こちらの資料のほうにも書いておりますけれども、体の中でくっついてしまうと。腸に傷がついてしまう。こういったことが起こっております、こうなると外科手術が必要になるという形になってまいります。

(パワーポイント)

この具体的な事故ですけれども、3ページを御覧いただければと思います。平成29年1月～令和3年12月までの5年間なんですけれども、こちらで10件の事故が報告されております。また、去年ですけれども、国民生活センターのほうにも1件、同種の事故が発生・報告されているところでございます。その幾つかの事例をここに書いておりますけれども、基本的に3歳までのお子さんが誤飲しているという事案ということでございますし、やっぱり100個とかこういった単位のものなので、これは1個なくなってもなかなか分からないというところが特徴としてあるかなと思います。

(パワーポイント)

次のページですけれども、4ページでございます。この製品につきましては昔から事故が起きていたということもありまして、我々もいろいろな注意喚起等を行ってきたところでございますけれども、事故が減少していないというところがございます。

また、ここの2番目のポツに書いておりますけれども、昨年の3月に消費者安全調査委員会のほうから経済産業大臣宛てに、法令による規制を検討してほしいという意見をいただいているところでございます。具体的なものを四角で真ん中のところに書いておりますけれども、この2つを意見としていただいております。1つ目が、今申し上げた法令の規制の検討をしてほしいということでございます。もう一つが、その下に書いておりますけれども、この規制が行われる前であっても、この製品が子どもの手に渡らないようにインターネットモール事業者に協力を求めてほしいと、こういった意見をいただいております。

これは、この製品がインターネットモールで販売されているからということでございます。

こちらを受けまして、この青いところの3番目に書いておりますけれども、昨年の6月に経済産業省のほうから主要なインターネットモール事業者に対しまして、この製品が子どもの手に渡らないようにということを文章の形で協力要請をさせていただいたというところでございます。その具体的な要旨は一番下のピンクのところを書いておりますけれども、例えば14歳以上が使用するというのをしっかり販売するところを書いてほしいとか、「子ども」とか、そういったような表現とか、写真とかそういうのを使わないでほしいとか、こういった要請をさせていただいたというところでございます。そういった意味で、意見をいただいた2番目は対応しているんですけれども、1番目の規制のところの検討、これについてはまさに今日の審議会で御議論させていただきたいということでございます。

(パワーポイント)

5ページを御覧いただければと思います。これは現行制度の概要でございますけれども、ここの真ん中の薄い茶色のところを書いております。これは法律そのものの条文でございます。消費生活用製品安全法の第2条第2項で特定製品の定義をしておりますけれども、「構造、材質、使用状況等からみて一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品」というふうになっております。その製品で、政令で定めるものを「特定製品」というふうに指定しておりますけれども、現在、この次のページに参考で載せていますけれども、10個の品目が指定されているというところでございます。こちらに指定されると技術基準というものを我々は定めまして、これに適合していればP Sマークというものを表示するんですけれども、これに適合していない場合はこのマークが表示できないということになります。これは、販売するときこのマークがついたものしか売ってはいけないというふうになっておりますので、この技術基準に適合していないものは販売できなくなると、こういった販売の規制がかかってくるということになります。こちらが現在その規制対象になっている10個の品目ということでございます。

(パワーポイント)

次の7ページ目でございますけれども、政令改正の必要性ということでございます。先ほど申し上げた法律に基づく要件に該当しているかどうかというところで、該当している場合は政令による指定が可能となるということですので、そちらについて、この製品について当てはまるかどうかというのを整理させていただいております。

まず、1つ目の「構造、材質、使用状況等」でございますけれども、これも非常に小さ

い磁石であると、非常に強力な磁石であると、そういう構造、材質の特徴があるということでございます。また、使用状況で言いますと、これはおもちゃのような形で使われますので、非常に子どもがそういうものを触りやすいというところかなと、そういう使用状況にあるのかなと思っております。また、特に危害を及ぼすおそれが多いかどうかというところなんですけれども、これも少し前のスライドで申し上げましたように事故が 11 件起きていますということ。さらには、これは海外の事例なんですけれども死亡事故も発生しているというところでございますので、これは法律で規定する「特に危害を及ぼすおそれが多い」と言えるのではないかと考えております。

以上から、この政令の要件に該当するというところで、政令に追加する形で、「特定製品」としてこの製品を追加する必要があるのではないかと考えているところでございます。

ちなみに、この上のところにも少し書いておりますけれども、海外では結構規制されているというところもございますので、そういった点も考慮して我々としてはこれを規制対象にしたいと考えております。

(パワーポイント)

次の 8 ページ目でございますけれども、こちらが具体的な規定ぶりということになります。もともと 10 個政令で指定されておりますが、その 11 番目にこれを追加するというところでございます。この規定ぶりは、「磁石製娯楽用品（磁石と他の磁石とを引き合わせるにより玩具その他の娯楽用品として使用するものであつて、これを構成する個々の磁石又は磁石を使用する部品が経済産業省令で定める大きさ以下のものに限る。）」と、こういう形で指定したいと考えておまして、この内容のポイントは、磁石製であるということと娯楽用品であるということ、さらには非常に小さいものであるということです。これは、経済産業省令で定める大きさ以下のものというのがその「小さい」ということを表現しております。これがどのぐらい小さいのかということなんですけれども、ここの※の 2 番目に書いておりますけれども、I S O 8124-1 という玩具に関する国際基準がございまして、こちらに小部品シリンダーに収まる大きさ以下のものは小さいですという書きぶりがありまして、これと同じ形で規制したいなと思っております。この小部品シリンダーというものなんですけれども、これは大体直径 3 センチぐらいの円筒の、こういう円筒の筒だと思っていただければと思いますけれども、その筒の中に通過するものは小さいということで、この規制の対象になると。そういったことにしたいなと思っております。

そして、この下のところにちょっと書いておりますけれども、では技術基準をどうする

のかというところがございます。こちらのポツに書いておりますけれども、こちらは I S O 8124-1 という同じ国際基準の中に、磁石の力、磁力の強さについての規定がございます。これは仮に誤飲したとしても体の中にくっつかないで出ていく水準、非常に弱い磁石の強さということが規定されておまして、これを「磁束指数」というふうに表現されておりますけれども、これが 50 未満となるということがこの I S O に規定されておりますので、同じ基準を使いたいなと考えているところがございます。

(パワーポイント)

次のページでございますけれども、9 ページでございます。今回の指定の趣旨と効果ということなんですけれども、これは海外では、この同じ——さっきお見せしたこの製品です。この製品が同じように売られて、それが規制されてきたという歴史がございます。これはもともと海外でも磁石のおもちゃというのを規制していたんですけれども、これがストレス解消、この一番上のポツに書いておりますけれども、おもちゃではないんだというような形で、しかも、おもちゃと言うと子ども用ということになりますけれども、14 歳以上の大人を対象にしているんだというような言い方に変えて売られるようになった。そういった経緯がございまして、これはカナダとかオーストラリアではそれだと結局売られてしまって、子どもが使ってしまうのではないかとということで、それは規制対象とするというような歴史がございます。アメリカも、ちょうど昨年 9 月でございまして、ルールを改正しておまして、「精神的刺激」とか「ストレス解消」といったような名目であっても、玩具ではないと言っても対象になりますよというようなルールの改正を行っているところがございます。ですので、14 歳以上向けであっても、今ではこのマグネットセットというのは規制対象にアメリカでもなっているということになります。

2 番目のポツですけれども、では日本はどうかということがございます。これも先ほど少し御説明しましたけれども、2022 年、昨年 6 月に経済産業省から文書で、子どもに売らないでくれというふうに要請をさせていただいたところがございます。この結果というところの効果もあると思うんですけれども、現在インターネットで売られているものを検索すると、「子ども用」というような形ではあまり売られていなくて、だけでも普通に売られているということがございます。ですので、「ストレス解消」とか、これも外国と同じような言い方なんですけれども、効果がありますよということで、14 歳以上向けという使用の対象年齢というのも書いた上で、マグネットセットが販売されているということになっております。我々としては、このマグネットセットというこの製品、こ

れが子ども向けであろうが大人向けであろうが、遊ぶという意味で同じなので、これは規制したいと思っております、もし規制対象の仕方を「磁石玩具」というふうに規定してしまうと、今行われているような 14 歳以上向けの販売というものが結局規制できなくてこのままになってしまうという可能性があるかなと思われましたので、この製品自体をしっかりと規定するにはどうしたらいいかということを考えまして、この「磁石製娯楽用品」という表現で規制したいと判断したところでございます。なかなか、この「マグネットセット」という言葉とか「マグネットボール」とかいう言葉自体が別に一般用語にはなっておりませんので、そういった形で規制できないということもありましてこういった表現を使わせていただきました。これによって、仮にマグネットセットが「ストレス解消」と言っていたとしても対象になると考えておりますし、使用の対象年齢が 14 歳以上となったとしてもこれは規制対象になると考えております。ですので、最初に申し上げたこの製品、この写真下に書いておりますけれども、この製品自体は非常に磁力が強いものでございますので、50 の磁束指数を大幅に上回るものでございますので、これは技術基準を満たさないということで販売ができなくなるという、そういう効果があると考えております。そういった改正を行いたいと、そういうことでございます。

(パワーポイント)

こちら 10 ページ目でございますけれども、これは海外の状況をちょっと整理させていただいておりますけれども、例えばカナダとかであれば、ここにちょっと書いておりますけれども、使用年齢に関わらず、こういった小さな磁石の玩具の製造、輸入、販売禁止とかいうことも行われておりますし、まさにさっき申し上げたアメリカのルール、これは 9 月にできて 10 月に施行されておりますけれども、こういった非玩具製品でも対象ですよと、こういった改正がされております。ですので、日本も同じような規制を導入したいという趣旨でございます。

(パワーポイント)

続きまして 11 ページからはちょっと違う話なんですけれども、吸水性合成樹脂製玩具ということで、水で膨らむボール、これについても規制対象にしたいということで御説明したいと思います。

(パワーポイント)

次の 12 ページでございます。こちらは水で膨らむボールの事故の概要でございますけれども、こちらは直径数ミリから十数ミリ程度の球体ということでございます。この画面

上は何か大きく見えますけれども、これは非常に小さいものでございまして、これはちなみに、これですね、なかなか見にくいかもしれませんが、これが似たような製品です。こういう指と同じぐらいの大きさで、しかもこれはカラフルで、結構硬いですよね。飴玉みたいな感じですよ。なので、これ、普通に、確かに飴っぽいと思うので、小さいお子さんが食べちゃうというのも分かるなという感じはします。ただ、これは水で膨らみますので、これは食べてしまうと体の中で大きくなってしまいうということで、数倍から数十倍ということなんですけれども、大きくなって出てこなくなるということです。ちなみに、これはちょっと実験したんですけれども、こういう感じですね。これ、ちょっと見えますかね。これ、実は3日後で見るともっともっと大きかったんですけども、ちょっとその後またしぼんでちょっと小さくなったんですけれども、もっとこれより大きくなります。このぐらい、水にずっと漬けて置いておくと2～3日で大きくなっていくということでございまして、なので、体に一回入ってしまうと詰まってしまうということになりまして、出てこないの、手術しないと出てこない、こういった形になってまいります。

(パワーポイント)

13 ページでございましてけれども、この事故の状況です。こちら、最近事故が発生してございまして、令和3年なんですけれども4件の事故が報告されております。そのうちの1件なんですけれども、これは消費生活用製品安全法の重大製品事故という形でも報告されてございまして、こちら3番目の製品なんですけれども、こちらはその後リコールされております。この製品ですね。これなんですけれども、これはもう今は売られていませんけれども、これは100円ショップで売られていて、これはリコールされているところでございまして。こういった事故が発生しているというところで、カラフルなので間違えて食べてしまいがちということもございまして。

(パワーポイント)

次の14ページでございましてけれども、この政令改正の必要性でございまして。これは先ほどのマグネットセットと同じように、構造、材質、使用状況、あと特に危害を及ぼすおそれが多いと言えるかどうか、ここがポイントになってまいりますけれども、やっぱり非常に小さい構造材質でありますし、カラフルで、非常に誤飲しやすいような構造、材質であるということかなと思います。しかもこれは玩具でございまして、乳幼児が触るという可能性は非常に高いのかなと、そういう使用状況ではないかと思っております。また、特に危害を及ぼすおそれが多いと言えるかどうかということなんですけれども、こちらの

事故の発生、これも報告されておりますし、法律に基づく重大製品事故、消費生活用製品安全法の重大製品事故としても報告されているところを踏まえましても、これは対象、この要件に該当していると言えるのではないかなど考えております。ですので、政令を改正して特定製品に追加することが必要ではないかと考えております。

こちらの上のところに書いておりますけれども、外国でも同じような、こういった水で膨らむおもちゃということについては規制されているところがございますので、確かに1つの製品はリコールされておりますけれども、似たような製品が実際に販売されているのではないということもありますので、やはりしっかり規制を安全を確保する必要があると思っております。

(パワーポイント)

15 ページでございます。こちらが具体的な規定ぶりでございます。マグネットセットの11番目の次の12番目という形で追加したいと考えております。書きぶりは、「吸水性合成樹脂製玩具（吸水することにより膨潤する合成樹脂を使用した部分が吸水前において経済産業省令で定める大きさ以下のものに限る。）」という形で規定したいと考えております。このポイントは、吸水性合成樹脂であるという、水で膨らむということと、玩具であるということ、さらには非常に小さいものであるということが、この規制の対象になるかどうかのポイントでございます。

こちらの大きさが小さいというのはどのぐらい小さいのかというところがございますけれども、こちらは2番目の※のところに書いておりますが、マグネットセットと同じですね。このISO8124-1の基準に書いてある小部品シリンダーですね。直径3センチの円筒の筒を通過するものであれば小さいですよというふうに判断したいと考えております。

その具体的な技術基準でございますけれども、こちらにもISO8124に整合した形にしたいと思っております。そちらの中で、水に入れたときに、水に置いて1日、2日、3日というふうに置いたときに、3日目でも、いずれのタイミングでも50%を超えて膨らまないようにといったような基準のことを定めたいというふうに思っております。

(パワーポイント)

16 ページでございますけれども、先ほどから説明している水で膨らむボール、この写真の製品でございますけれども、これはおもちゃとして売られていますので、それを規制対象にしたいと考えております。さらに技術基準の50%の基準ですね。これはもう3倍とか4倍とかに大きくなりますので、この50%を大きく上回って大きくなるということ

でございますので、これは技術基準を満たさない製品ということになります。ですので、今回の政令改正によって販売ができなくなるということになるかなと思っております。こちらの下は外国の規制ですけれども、これもおもちゃとして規制されていますよというところを参考までに載せております。

(パワーポイント)

今後のスケジュール、17ページでございます。

(パワーポイント)

18ページ、次のスライドですけれども、本日1月30日、令和5年1月30日に消費生活用製品安全法第47条1項の規定に基づいて諮問をさせていただきました。本日の審議会での御議論を受けて、こちらでいいということであればそのように答申をいただいて、その後のプロセスに進めていきたいと考えております。具体的には、パブリックコメントを行ったりとか政府内での調整を行うということですね。できれば3月末、年度内にはこの政令を閣議決定したいなと思っているところでございます。

以上、ちょっと長くなりましたけれども、私からの説明は以上になります。

○三上部会長 御説明ありがとうございました。

それでは、ここまでの御説明に基づきまして、質疑及び意見交換の時間に入りたいと思います。委員の方で御発言を希望される方は挙手のボタンを押していただければと思います。では、皆さんどうぞ。

それでは、まず唯根委員、お願いいたします。

○唯根委員 ありがとうございます。唯根です。

今回の指定については、消費者側としては大賛成です。ただ、やはり商品の認知度が低いというか、この法律、政令が決まるまでもまだ時間もありますし、それから、既に家庭内に置いてあるというか、持っているらっしゃる方も結構いらっしゃるのかなと思いますので、できるだけ広報を丁寧にしていただきたい、詳しくしていただきたいというのが消費者側からのお願いです。

以上です。

○三上部会長 ありがとうございました。

次に、青柳委員、お願いいたします。

○青柳委員 ありがとうございます。私も今、唯根委員と同様の意見を持っております。

例えば広報の仕方なんですけれども、例えばこれからお子さんを産むカップルにはパパ

ママ教室みたいなものもありますので、そういったところでの啓発活動だったり、あと産科の待合室などでチラシを配るだとか、あるいは今の方はウェブをよく見られるので、パパママタレントを起用して何かウェブなどで啓発するとか、何か実際にお子さんを持つ方たちの耳に届くような広報の仕方をぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○三上部会長　ありがとうございます。

では、続きまして倉貫委員、どうぞ。

○倉貫委員　すみません、倉貫です。

この2つの製品なんですけど、商品流通ができなくなるという御説明だと思うんですけど、その実効性というのはどの程度期待できるものなのか、抜け穴みたいなものがないのか、そこら辺をちょっと教えていただきたいのですが。

○三上部会長　事務局からお答えはありますか。

○田中製品安全課長　コメントありがとうございます。

まず、唯根委員と青柳委員から広報のところのコメントをいただいておまして、ありがとうございます。御指摘のとおりだと思います。いろいろなやり方はあると思いますけれども、しっかり周知して、こういった製品をもう使わないようにしていただくということが大事だなと思っておりますので、そこは工夫してやっていきたいというふうに思います。御指摘ありがとうございました。

あと、倉貫委員のほうからいただいておりました、商品流通できなくなるというところはどの程度実効性があるのかというところでございますけれども、まず、マグネットセットのほうにつきましては、基本的に我々が把握している範囲ではネットで販売されているというふうに承知しておりますので、うまくこのネット販売のネットモールの事業者さんと、我々もいろいろな連携をさせていただいておりますので、そういった形で販売できないようにしていきたいなと思っております。それによって実効性が保たれるのではないかと考えております。水で膨らむボールのほうにつきましては、こちらは100円ショップでも売られていたとかいう話もありますように、リアル店舗でも売られているところがございますので、もちろんネットでも似たようなものが売られているというのはあります。ですので、ネット販売については同様にネット販売のモール事業者さんとも連携していきつつ、実効性を担保していくと。リアル店舗については、いろいろなチャンネルを使いながら販売店の皆様方にしっかり周知をして、売られないようにしていきたいと考えてお

ります。実際にこの規制が導入された後につきましては、我々のほうもしっかり点検をして、市場チェックをして、必要な検査とかも行って、もしそういったものが売られていればしっかり対処していくという形で規制の実効性を担保していきたいと考えております。

私からは以上です。

○三上部会長　ありがとうございました。

委員の皆さん、ほかに御質問、御意見はございますでしょうか。鷺田委員、どうぞ。

○鷺田委員　鷺田です。

新製品を販売できないとなると、きっと二次流通というか、またオークションとか、そういうところに出かねないという感じがするので、それも止めるということも大事ですよ。あと、持っている人は、持っていることは自由なんだろうけど、そんなんだったらもう廃棄したいというような人も現れるかと思うんですが、これは廃棄のルールとかって何か国で定めるんでしたっけ。何かもし教えていただけたらと思います。お願いします。

○三上部会長　事務局からお答えいただけますか。

○田中製品安全課長　1点目の、オークション等に出かねないというところは、そういうところはあるのかなと確かに思いますので、これも実際にそういったサイトを運営している方ともうまく連携をして、こういったものが広がらないようにしていきたいなと考えております。

また、2点目の廃棄の仕方ですけれども、これは特にこの製品ならではのことは多分ないと思いますので、自治体の廃棄のルールに従って捨てていただければ特に問題ないかなと考えております。

私からは以上です。

○鷺田委員　ありがとうございます。

○三上部会長　ありがとうございました。

引き続き、御質問、御意見ありましたらお願いいたします。それでは、坂本委員、どうぞ。

○坂本委員　お世話になります。規制されるということで大変安堵しております。

マグネットなんですけれども、文具として出ていたり、雑貨として売られているものは規制対象外に多分なると思うんですけれども、そういうものに対しても、飲み込んだりしたら危ない製品だというような表示を促すようなこともぜひ考えていただければと思っております。

以上です。

○田中製品安全課長 コメントありがとうございます。そうですね。文具としてちょっと売られているものについては規制の対象外ということになってしまいますけれども、そういうものも使い方を間違えれば、例えば誤飲をしてしまえば、しかも複数個誤飲してしまうと同じようなリスクがあるということは御指摘のとおりかというふうに思います。この点は我々も注意喚起をしっかりとやっていくとかそういった形で、どういったことができるのかというのをしっかりと検討したいというふうに考えております。コメントどうもありがとうございました。

私からは以上です。

○三上部会長 委員の皆様、他に御意見、御質問ございませんでしょうか。木井委員、お願いいたします。

○木井委員 N I T Eの木井です。

もちろん今回この2品目を指定することについては全く異論ございません。若干気になりますのは、やはりこの2品目に限らず、消費者用製品をはじめ、製品はグローバルに国境を越えて流通していますということを踏まえると、やはり技術基準は、この資料にもありましたように、I S Oですとかそういう国際的な規格・基準になるべく整合させるとともに、できましたら、このI S O規格を見ると結構頻繁に変わりますので、変わるたびに技術基準を直さないといけないような書き方ではなく、うまい書き方をしていただければというふうに思っております。それが結果的に法律遵守の効果が高まるというふうに考えております。

私からは以上です。

○三上部会長 ありがとうございます。

○田中製品安全課長 木井委員のコメント、ありがとうございます。御指摘のとおり、技術基準を策定するときには国際標準・国際基準に整合的にやっていく必要があると、このように考えているところでございます。ですので、今回の2品目につきましても、まさにI S O8124-1 というものをベースに技術基準をつくっていきたいと思っております。その規定の仕方は今後検討したいと考えておりますけれども、御指摘のようにI S Oの基準は結構変わっていくというところもありますので、そういったところにも適切に対応できる書きぶりと、規制の仕方というところも工夫してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○三上部会長　それでは、皆様、活発に御議論いただきましてありがとうございました。それでは、事務局の御提案のとおり、磁石製娯楽用品と吸水性合成樹脂製玩具の2品目につきまして、消費生活用製品安全法の特定製品に指定するということにつきまして御了解をいただいたということで取り扱ってよろしいでしょうか。

(「賛成します」の声あり)

○三上部会長　ありがとうございます。それでは、皆さんの御了解をいただいたということで進めたいと思います。

続きまして、議事(3)に消費経済審議会からの答申についてというのがございますので、今の御議論を踏まえまして、資料5の案のとおり消費経済審議会として答申することとさせていただきますと思います。

○田中製品安全課長　ちょっと今、文書に判子を押してもらいますので、少しお待ちいただければと思います。

ありがとうございました。こちらで今、ちょっとアナログで恐縮なんですけれども、判子を押していただきましたので。ありがとうございました。

○三上部会長　今、答申に押印をさせていただきました。

それでは、以上をもちまして予定の議題は終了いたしました。

最後に、事務局より連絡事項をお願いいたします。

○田中製品安全課長　本日の議事録ですけれども、冒頭申し上げましたように事務局で作成して、後日皆様方に御確認いただいて、その後ホームページで公表したいというふうを考えております。御協力よろしくお願いします。

また、次回のこの審議会ですけれども、また開催時期が近づきましたら事務局より御連絡させていただければと思います。

以上です。

○三上部会長　それでは、以上をもちまして消費経済審議会製品安全部会を終了したいと思います。

本日は御多忙中のところ御参画をいただき、誠にありがとうございました。

——了——